

## 第2研究委員会

### 民法及び民事訴訟手続

第63回 IAJ 総会—サンホセ（コスタリカ）

### 2020年質問票

#### データ保護規則が民事訴訟に与える影響について

2020年にカザフスタンのヌルスルタンにて、私たちは、第2研究委員会においてデータ保護規則が民事訴訟に与える影響について取り上げることを決定しました。質問票の質問の数を5つに限定しましたので、短く簡潔にご回答いただくようお願いします。質問は以下の通りです。

1. 貴国ではデジタルデータを保存していますか。【民】

はい。裁判所は、民事訴訟法に基づき、デジタルデータを含む文書の所持者に対し、当該文書を裁判所に送るように嘱託することができる。

2. デジタルデータの保存方法と保存期間はどうなっていますか。【民】

デジタルデータの内容、保存主体による。

3. 貴国では誰がデジタルデータにアクセスすることができますか【民】

多くの場合、個人データを第三者に提供するには、事前の同意が必要である。しかし、個人データの提供が法令に基づく場合には事前の同意は不要であるとの例外があるため、裁判所は、民事訴訟法に基づき、個人データを含む文書の所持者に対し、当該個人の事前の同意なく、当該文書を裁判所に送るよう嘱託することができる。

4. 貴国で実施されているデジタルデータ保護規則はありますか。【民】

ある。個人情報保護法

5. 貴国ではデジタルデータの保存と保護に要する費用を誰が負担しますか。

デジタルデータの内容、保存主体による。

【民】